

Q&A 2

平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q & A」に、図・解説を付加した。(平成 12 年 12 月 1 日から適用)

福祉用具貸与

1【付属品のみを貸与する場合について】

介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

(答)

既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与について保険給付を受けることは可能である。

住宅改修

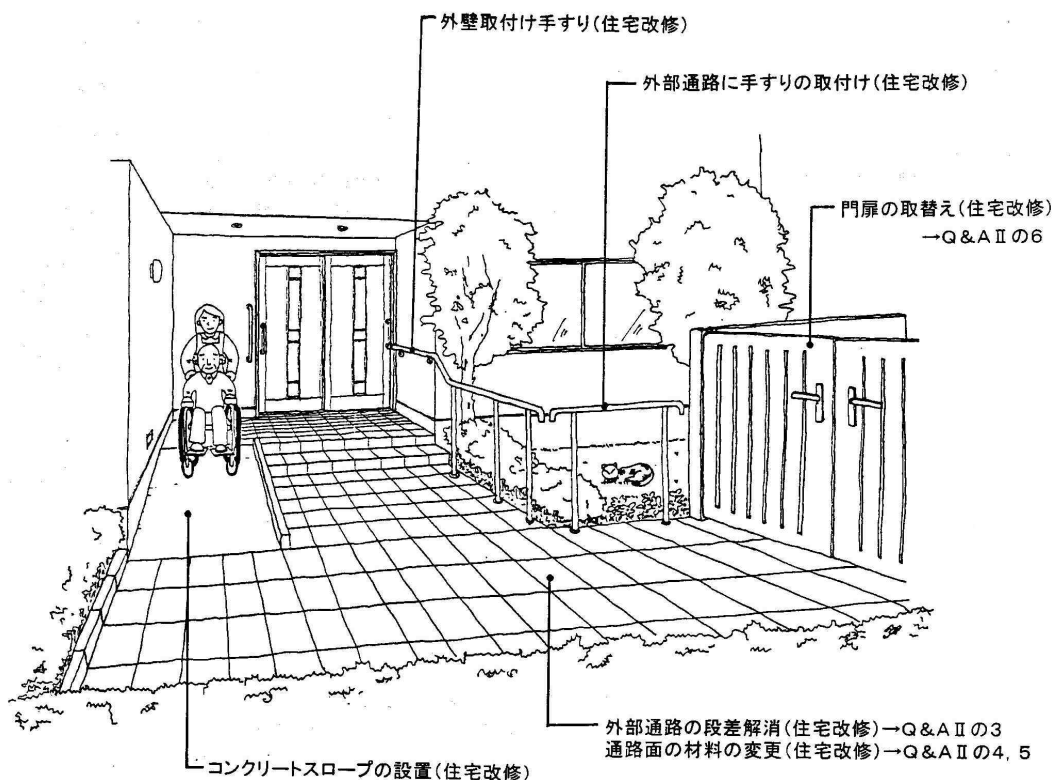
1【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。



2【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。
また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

(答)

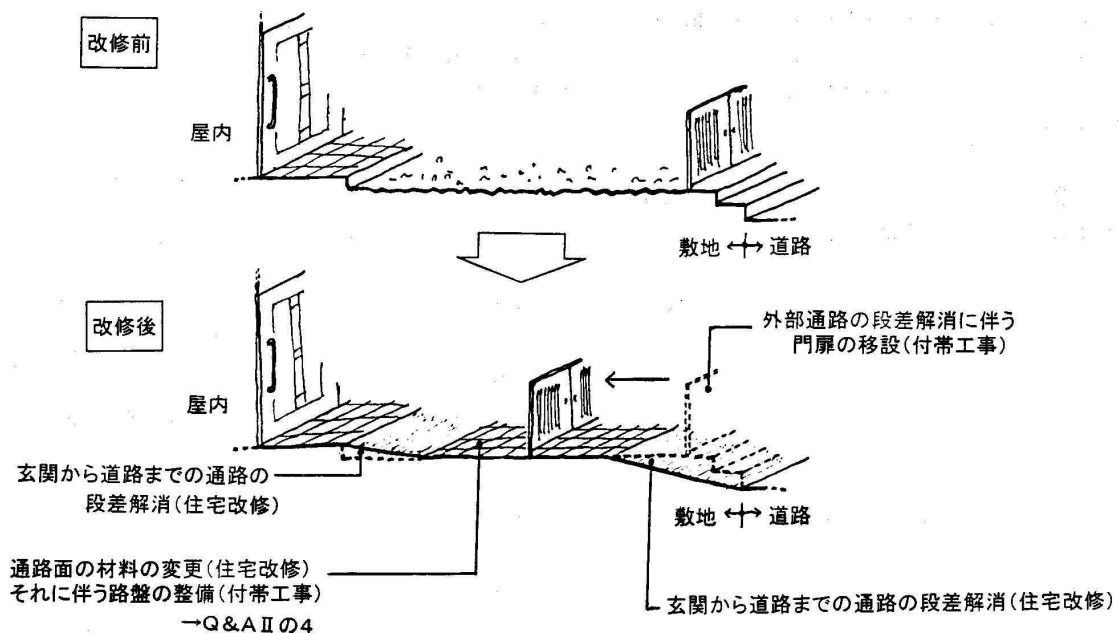
玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

3【段差の解消について】

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。



4【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。
また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

(答)

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

5【通路面の材料の変更について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

6【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。